

いこいの村大和高原事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十三号

いこいの村大和高原事業者選定委員会規則を廃止する規則

いこいの村大和高原事業者選定委員会規則（平成二十九年十二月奈良県規則第二十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。